

給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意

給与支払報告書（個人別明細書）	① 支払を受けたる住所 ※区分 ② ○○市○○町2丁目1番地1号ハイツ2-101号 受給者番号 1234-5678 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 役職名 ③ (フリガナ) アイチ タロウ 氏名 愛知 太郎 種別 支 払 金 額 ⑧ 給与所得控除後の金額（調整控除後） 所得控除の額の合計額 千 円 千 円 千 円 内 千 円 給料・賞与 8 649 197 6 684 277 4 327 643 38 100 (源泉)控除対象記載者の有無等 配偶者（特別） 控除の額 特定老人その他 有 徒有 千 円 人 徒人 内 人 徒人 人 徒人 人 内 人 人 人 ○ 380 000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ⑩ 特定親族特別控除の額 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額 千 円 内 千 円 千 円 千 円 千 円 千 円 630 000 882 643 120 000 25 000 100 000 （摘要） 普D ○○条約○○条該当 租税条約関連 愛知 コノハ (10)※特定親族特別控除関連 ④ 前職 ○○商事株式会社 支払金額：1,000,000円 社会保険：50,000円 源泉：2,000円 ⑤ 生命保険料の金額の内訳 新生命保険料 80,000円 旧生命保険料の金額 80,000円 新個人年金保険料 80,000円 旧個人年金保険料の金額 80,000円 住宅借入金等特別控除の額の内訳 100,000円 ⑫ (源泉・特別) 控除対象配偶者個人番号 フリガナ アイチ ハナコ 氏名 愛知 花子 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 控除対象扶養親族等 13 フリガナ アイチ マツ 氏名 愛知 マツ 個人番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 フリガナ アイチ ケンタ 氏名 愛知 健太 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 11 フリガナ アイチ コノハ 氏名 愛知 コノハ 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 【国内非居住者である扶養親族の区分表記】 <table border="1"> <tr> <td>表示</td> <td>控除対象扶養親族の区分</td> </tr> <tr> <td>室宿</td> <td>居住者</td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万以上送金）</td> </tr> </table> ⑭ 中途就・退職 ③ 受給者生年月日 就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日 7 昭和 35 6 6 支払者 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 住所（居所）又は所在地 ○○市○○町1丁目100番地 氏名又は名称 株式会社 △○商事 (電話) 0569-00-0000 （摘要） に前職分の加算額、支払者等を記入してください。 ※細部については、実際の様式と若干異なりますので、ご了承ください。										表示	控除対象扶養親族の区分	室宿	居住者	01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	04	非居住者（30歳以上70歳未満、38万以上送金）
	表示	控除対象扶養親族の区分																				
	室宿	居住者																				
	01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）																				
	02	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）																				
	03	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）																				
	04	非居住者（30歳以上70歳未満、38万以上送金）																				

記載に当たっては、「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページ）

を参照ください。

※給与支払報告書には令和7年1月1日から令和7年12月31までの間の収入等を記載してください。

① 【年度】 ⑧と記載のあるものを使用してください。

② 【住所】 令和8年1月1日現在の住所（アパート、マンション名含む）を記載。

③ 【個人番号】、【氏名】、【受給者生年月日】

支払を受ける方の個人番号（マイナンバー）、氏名、生年月日は必ず記載。

④ 【摘要】

○租税条約適用の記載

技能実習生等で租税条約を適用し、所得税の免除を受けている方は「○○条約○○条該当」又は条約名等が不明であれば、「租税条約適用」と記載。

○徴収区分

住民税を特別徴収できない方については、摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、「特別徴収」とします。

【普通徴収理由】

- ・普A 他の事業所で特別徴収（乙欄適用者など）
 - ・普B 給与が少なく税額が引けない
 - ・普C 給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月ではない）
 - ・普D 退職者、退職予定者（5月末日まで）又は休職者（育児休業を含む）
 - ・普E 総従業員が2名以下※
 - ・普F 事業専従者のみ
- ※普A～普D、普Fに該当するものを除く

○特定親族特別控除に関する記載 下記「令和8年度（令和7年分）変更点」もご参照ください。

氏名の後に「特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載。

○前職分

前職分を含めて記載した場合は「支払者名」、「支払金額」、「社会保険料の金額」及び「源泉徴収税額」を必ず記載。

○「配偶者氏名（同配）」の記載

合計所得が1,000万円を超える方で障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者がいる場合は摘要欄に「配偶者氏名（同配）」と記載。

⑤ 【生命保険料の金額の内訳】

「生命保険料の控除額」欄を求める際に適用した各保険料の支払金額についてそれぞれ該当する欄に記載。

⑥ 【配偶者の合計所得】

令和7年中の配偶者の合計所得を記載。※収入額ではありません。

《令和8年度（令和7年分）変更点》

⑦ 【基礎控除の見直し】（令和7、8年分の时限措置あり）

合計所得金額に応じて基礎控除額が異なります。

⑧ 【給与所得控除の見直し】

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げ。

※給与収入額が190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

⑨ ⑩ ⑪ 【特定親族特別控除の創設】

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、専従者を除く）で合計所得額が58万円超123万円以下の者がいる場合に適用。

④に各人別に「特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字、

⑨に人数、⑩に控除額、⑪に控除対象者を記載。

⑫ 【扶養親族等の所得要件の見直し】

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が48万円から58万円に引き上げられました。勤労学生の所得要件は75万円から85万円に引き上げられました。

⑬ 【16歳未満の扶養親族】

給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族の個人番号を必ず記載してください。源泉徴収票には個人番号の記載は不要です。

⑭ 【中途就・退職】

中途就・退職者については、該当する方に○を記載し、就職日・退職日を併せて記載。

【訂正・取消について】

給与支払報告書の提出後、給与支払金額等に訂正がある場合は、速やかに訂正の給与支払報告書等を提出してください。

訂正の場合…摘要欄に「訂正」と記載し、再提出してください。

取消の場合…同じ内容の給与支払報告書の摘要欄に「取消」と記載し、再提出してください。

上記どちらの場合も、総括表を添えて提出してください。総括表の報告人員欄は、再提出時の給与支払報告書の提出人数を記載してください。

個人事業主の方へのお願い

支払者が個人事業主の場合、下記の書類で本人確認、個人番号確認及び代理権確認をさせていただく必要があります。郵送の場合は書類の写し（委任状は原本）を同封してください。
e L T A X の場合は不要です。

（1）支払者本人が提出する場合

- ・番号確認書類（支払者のもの）
- ・本人確認書類（支払者のもの）

（2）代理人（税理士等）が提出する場合

- ・番号確認書類（支払者のもの）
- ・本人確認書類（代理人のもの）
- ・代理権確認書類

※番号確認書類…個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票

※本人確認書類…運転免許証、個人番号カード、健康保険証、年金手帳等

※代理権確認書類…税務代理権限証書、委任状

税制改正による変更点についての詳細は国税庁ホームページ等で必ずご確認ください。

【国税庁ホームページ】

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

